**平成２４年（フ）第４号**
群馬県伊勢崎市曲沢町766－９　タイセイパレスＡ－Ⅲ201号室、住民票上の住所群馬県伊勢崎市堀口町282番地４
債務者　染宮　健次（旧姓若林）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第１７号**
埼玉県比企郡小川町大字高谷2605番地６
債務者　岡本　陽子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第５６号**
京都府舞鶴市常新町44番地
債務者　峯岌　友子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２３年（フ）第１３１０号**
堺市南区槇塚台３丁１番24―1202号、申立時の住所堺市南区三原台１丁３番37―105号新熊方、住民票上の前住所堺市南区槇塚台１丁10番14―310号
債務者　北浦　保明
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１３１１号**
堺市南区槇塚台３丁１番24―1202号、申立時の住所堺市南区三原台１丁３番37―105号新熊方、住民票上の前住所堺市南区槇塚台１丁10番14―310号
債務者　北浦　由加
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１６３３号**
堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁８番37号
債務者　鴨田　　浩
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１６３９号**
堺市南区鴨谷台１丁13番８号
債務者　浦野　美加
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１７０９号**
堺市堺区栄橋町１丁６番５―606号、前住所堺市東区菩提町５丁94番地
債務者　楠　　博
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１７１５号**
大阪府河内長野市木戸東町８番８―501号
債務者　垣内寿美香
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１７３９号**
堺市北区金岡町1620番地　白鷺東住宅１棟213号
債務者　光山達子こと　金　　達子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１７９６号**
大阪府河内長野市錦町30番８―201号
債務者　岡村喜代美
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第２９６０号**
北海道江別市緑町西１丁目91番地　エデン14―101
債務者　猪股　　毅
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３１９４号**
札幌市西区西町北13丁目２番３―402号
債務者　長江美知世
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３３６４号**
札幌市白石区北郷５条10丁目４番21号
債務者　齊藤　孝春
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３３７８号**
札幌市中央区南12条西10丁目１番21号　エスコートK12―102号
債務者　大塚　　純
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３３８５号**
札幌市豊平区中の島２条10丁目１番２―605号
債務者　堂田　聖人
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３４１７号**
札幌市中央区南５条西14丁目２番８―203号
債務者　小西　恵美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部